

事務連絡
令和6年11月6日

保険医療機関の管理者様
(介護保険法に基づく医療みなし指定事業所の管理者様)
(政令市・中核市に所在する事業所を除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

医療みなし事業所の指定取消について（注意喚起）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、西宮市内の歯科医院に対し、居宅療養管理指導費（介護報酬）の不正請求による指定取消し処分が行われました（別添参照）。

介護保険法の規定に基づき医療みなし事業所とされた保険医療機関についても、他の指定介護事業所と同様に、介護サービスを提供する際には、運営基準等を遵守する必要があります。

については、介護報酬の請求実績がある事業所におかれましては、改めて運営基準等を遵守したサービス提供及び介護報酬の適切な請求事務について、以下「確認項目及び確認文書」等により確認いただきますようお願いいたします。

また、今後、介護サービスの提供を検討されている保険医療機関におかれましても、運営基準等を十分確認の上で、適切な運営をしていただくようお願いいたします。

<不正請求の具体的な内容>

歯科医師による居宅療養管理指導について、サービス提供の実態が無いにも関わらず、サービス提供したこととして介護報酬を不正に請求し、受領した。

<参 考>

○運営基準等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999404&dataType=0

（居宅療養管理指導：第84条～第91条）

○確認項目及び確認文書

介護保険施設等運営指導マニュアル 別添（厚生労働省 令和6年7月改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001281525.pdf>

（居宅療養管理指導：P.15～）



<担当>

高齢政策課 介護基盤整備班(高年施設担当)

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp